

## 利害関係に関する判断について

## 1 企業からの申出件数

学会	JV	計
1 件	1 件	2 件

## 2 利害関係の判断

(1) 学会	【利害関係の考え方】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学会内の委員会の委員同士の関係</li> <li>・期間：H27.12～，金銭の授受はなし</li> <li>・委員会構成員：大学，国関係機関，自治体，民間企業等</li> </ul>	<p>金銭の授受がなく，学術目的の団体の構成員同士という関係性であり，①～④のいずれにも当たらないため，<u>利害関係に該当しない。</u></p>
(2) JV	【利害関係の考え方】
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国発注業務に係る企業・委員所属機関 JV での受注（応募企業・委員所属機関・他 1 法人による JV）</li> <li>・期間：R2.5～R3.3</li> <li>・契約名義・口座：委員所属機関</li> <li>・契約金額：4,800 万円</li> <li>・委員所属機関側の担当者が委員</li> </ul>	<p>JV は応募者と委員所属機関の共同事業であるが，受注金の支払元は国であることから，<u>②経済的関係の参考例ハに示す共同事業等には当たらないため，利害関係に該当しない。</u></p>

## 利害関係の考え方

利害関係とは、委員と応募者（応募企業又はコンソーシアム構成員）の間において、第一次審査書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間（※）に、次のいずれかの事実があり、かつ公正な評価を妨げる事情があると認められることをいいます。

- ① 委員本人が、応募者に対して支配力を有する地位にあること。
- ② 委員本人と応募者との間に経済的関係を有していること。
- ③ 委員本人と応募者との間に強い関係性を有していること。
- ④ 上記のほか、委員と応募者が社会通念上疑義を生じさせる関係性を有していること。

※ 第一次審査書類の提出期限：令和2年5月1日  
優先交渉権者の選定期間（予定）：令和3年3月

なお、下線部の参考例については以下のとおりです。応募者からの申出内容に基づき、その状況や程度等を考慮し、公正な評価を妨げる事情に該当するか否かについて、宮城県民間資金等活用事業検討委員会において判断を行うこととします。

### ① 支配力を有する地位の参考例

- イ 委員本人が役員（代表取締役、取締役、監査役等）に就任している企業が応募者である場合
- ロ 委員本人が所有又は議決権の3分の1超を所有している企業が応募者である場合 など

### ② 経済的関係の参考例

- イ 委員本人が、応募者から俸給、給料、賃金若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支払いを受けている場合
- ロ 委員本人又は委員が所属している研究室が、応募者から寄附を受けている場合
- ハ 委員本人が、応募者と共同研究又は共同で事業を行い、かつそのための資金を委員自身が受けている場合
- ニ 委員本人と応募者との間に、取引があり、かつ応募者からその対価を委員自身が受け取っている場合 など

### ③ 強い関係性の参考例

- イ 応募者の提案書類の中に、何らかの形で委員本人が参画する内容の記述があった場合
- ロ 委員本人が所属している法人等から応募があった場合 など